



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 4 9 0 号 令和 4 年 8 月 2 6 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 4 1	漁業災害補償法の規定による一定の区域を定める件の一部を改正する件	水産振興課
5 4 2	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
5 4 3	解除予定保安林を告示する件	森林整備課
5 4 4	道路の供用を開始する件	道路整備課

【人事委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
5	徳島県警察官採用候補者名簿の確定	
6	採用候補者名簿の失効	

徳島県告示第五百四十一号

平成二十五年徳島県告示第四百二号（漁業災害補償法の規定による一定の区域を定める件）の一部を次のように改正し、令和四年八月二十六日から施行する。

令和四年八月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

のり等養殖業（青のり）の表渭東の項の次に次のように加える。

徳島市	徳島市漁業協同組合の地区
-----	--------------

徳島県告示第五百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年八月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
阿波市土成町 昭和土地改良区	令和四年八月五日

徳島県告示第五百四十三号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年八月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 解除に係る保安林の所在場所
海部郡牟岐町大字中村字清水一五四の六、一六〇の八、一六〇の九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

徳島県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和四年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年八月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
148	中部山溪轟公園	海部郡海陽町小川字請五番一 地先から 同 五番三 地先まで	一九六・三	令和四年八月二十六日

徳島県人事委員会告示第五号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を
確定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年八月二十六日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

採用候補者名簿の名称		確定年月日	採用試験の名称 及び施行年月日		採用候補者名簿に記載 されている採用候補者数
徳島県警察官採用候補者名簿		令和四年八月十八日	警察官 A（男性）採用共同試験 （徳島県志望者） ○第一次試験 令和四年七月十日 ○第二次試験 令和四年七月二十九日、 八月三日及び四日		四十六名
			徳島県警察官 A（女性）採用試験 ○第一次試験 令和四年七月十日 ○第二次試験 令和四年七月二十九日 及び八月五日		二十名

徳島県人事委員会告示第六号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第四十六条第一項第二号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和四年八月十八日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和四年八月二十六日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

採用候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県警察官採用候補者名簿	令和三年八月十九日